



# 特定行為研修を修了した看護師 (特定看護師)が活動しています

✳ 保健師助産師看護師法の改正により、所定の研修を修了した看護師が医師又は歯科医師が予め作成した指示書に基づき、診療の補助(特定行為)を実施できるようになりました。

[当院で実施している特定行為・パッケージ]

- ◆ 呼吸器(気道確保に係るもの)関連
- ◆ 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連
- ◆ 創傷管理関連
- ◆ 創部ドレーン管理関連
- ◆ 動脈血液ガス分析関連
- ◆ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ◆ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
- ◆ 栄養に係るカテーテル管理
- ◆ 循環動態に係る薬剤投与関連
- ◆ 透析管理関連
- ◆ 術中麻酔管理領域パッケージ